

静岡県告示第521号

静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱（平成15年静岡県告示第897号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月28日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第4 給付金の額</p> <p>給付金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金については、静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第4に規定する資格を取得する修業の修業期間に相当する期間（当該期間が <u>48月</u> を超えるときは、<u>48月</u>）について月額10万円（同要領第6の(1)イに該当する者にあつては7万500円）を支給する。</p> <p>(3) (2)の規定にかかわらず、(2)の修業期間に相当する期間の最後の <u>12月</u> については、月額14万円（静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第6の(1)イに該当する者にあつては11万500円）を支給する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>2 平成21年6月5日に次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第313号）第1条の規定による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第30条第1項の養成機関において修業し、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに同項の養成機関において修業を開始した政令第28条第1</p>	<p>第4 給付金の額</p> <p>給付金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金については、静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第4に規定する資格を取得する修業の修業期間に相当する期間（当該期間が <u>48か月</u> を超えるときは、<u>48か月</u>）について月額10万円（同要領第6の(1)イに該当する者にあつては7万500円）を支給する。</p> <p>(3) (2)の規定にかかわらず、(2)の修業期間に相当する期間の最後の <u>12か月</u> については、月額14万円（静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第6の(1)イに該当する者にあつては11万500円）を支給する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>2 平成21年6月5日に次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第313号）第1条の規定による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第30条第1項の養成機関において修業し、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに同項の養成機関において修業を開始した政令第28条第1</p>

項に規定する受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における第4(2)の規定の適用については、第4(2)中「修業期間に相当する期間（当該期間が 36 月 を超えるときは、36 月）」とあるのは「修業期間に相当する期間」と、「月額 10 万円」とあるのは「月額 14 万 1,000 円」とする。

項に規定する受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における第4(2)の規定の適用については、第4(2)中「修業期間に相当する期間（当該期間が 36 か月 を超えるときは、36 か月）」とあるのは「修業期間に相当する期間」と、「月額 10 万円」とあるのは「月額 14 万 1,000 円」とする。

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに養成機関において修業を開始した受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における第2(2)の規定中「1年以上のカリキュラムを修業する場合」とあるのは、「6か月以上のカリキュラムを修業する場合」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。